

17 資料編

(1) 児童福祉法に基づく障がい児施設等の概要

平成18年10月以降、原則的に障がい児施設等の利用方式は措置制度から契約制度に変わりました。具体的には、障がい児の保護者は入所支援の場合は、県に障害児入所給付費の支給申請を行い、通所支援の場合は、お住まいの市町村に障害児通所給付費の支給申請を行い、支給決定を受けた後、障がい児施設等と利用契約を締結し、障がい児施設等から障害児入所支援又は障害児通所支援を受ける仕組みとなっています。

平成22年12月10日に、障害者自立支援法、児童福祉法等を改正するいわゆる「つなぎ法（正式名称：障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律）」が公布され、平成24年4月以降、児童福祉法は大幅に改正されました。

改正児童福祉法の主な理念は以下のとおりであり、障がいのあるお子さんが暮らす地域における身近な支援の強化を目指しています。

- ①児童福祉法を基本として、障がい種別に関わりなく、身近な地域で支援を受けられるようにすること
- ②新しいニーズに対応した新しいサービスを創設すること
- ③障がい児施設等を利用する障がい児だけでなく、地域、家族、保育所、学校等への支援を行う体制を整備すること
- ④18歳以上の障がい児施設入所者は障害者総合支援法で対応するよう見直すこと

	サービス名	サービス内容	主な対象者
入所	福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）であって、児童相談所により入所の必要性が認められた児童。
	医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。	知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児であって、児童相談所により入所の必要性が認められた児童。
通所	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。

資料編

	サービス名	サービス内容	主な対象者
通	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行う。	肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。
所	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。	重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障がい児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なもの。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。

障がい児施設等の利用と障害児入所・通所給付費の支給決定

新しく障がい児施設等を利用したい場合や、障がいのあるお子さんについて困ったことがある場合は、児童相談所、各市町村又は相談支援事業所に相談しましょう。

※『15 相談機関等名簿』（p153～p166）をご覧ください。

障がい児施設等を利用するには、以下の手順が必要です。

(1) 障害児入所施設給付費又は障害児通所給付費の支給申請

まず、入所施設を利用する場合は児童相談所に、通所支援事業を利用する場合は各市町村窓口で、支給申請を行ってください。

(2) 児童相談所又は各市町村による障害児入所又は通所給付費の支給決定

児童相談所又は各市町村は支給申請を受けると、障がい種別・程度・心身の状況、介護を行う者の状況等を総合的に判断して、障害児入所給付費・障害児通所給付費の支給の要否の決定を行います。

(3) 障がい児施設等との利用契約

児童相談所又は各市町村は、障害児入所給付費又は障害児通所給付費を支給決定すると、障害児入所受給者証又は障害児通所受給者証を発行しますので、それを利用したい障がい児施設等へ持参し、利用契約を締結してください。

県内の主な障がい児施設等

施設種別	施設名	設置主体	定員	
			入所	通所
福祉型障害児入所施設	県立皆成学園	県	65	
	松の聖母あすなろ園	(社福)あすなろ会	14	
福祉型児童発達支援センター	鳥取市立若草学園	鳥取市		30
	倉吉東こどもの発達ダイサービスセンター	(社福)倉吉東福祉会		8
	米子市立あかしや	米子市		30
	NPO法人陽なた	NPO法人陽なた		12
医療型児童発達支援センター	県立総合療育センター	県		30
	県立鳥取療育園	県		40
	県立中部療育園	県		10
	博愛こども発達・在宅支援クリニック	(医)同愛会		10
医療型障害児入所施設 指定発達支援医療機関	県立総合療育センター	県	50	
	鳥取医療センター	(独法)国立病院機構	注 160	
指定発達支援医療機関 (児童発達支援)	鳥取医療センター	(独法)国立病院機構		5
計	10施設		289	175

注) 障がい児者を含めた利用定員

※その他県内障がい児施設等の情報については『16 関係事業所・施設の所在地・電話番号等一覧』(p167~194)をご覧ください。